

## 議案第6号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成26年2月14日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 栗山 正隆

### 提案理由

低所得者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者への保険料軽減のために国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てる当該基金について、平成26年度も保険料軽減が継続されるため、平成26年3月31日となっている失効日を、国通知に基づき1年間延長する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の  
一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成  
20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め  
る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。